

要　望　書

平成二十二年「大阪府母子家庭母の集い」において、母子家庭及び寡婦福祉の向上のため、参加者一同の総意により次の事項を決議し、その実現を要望します。

《府・市町村へ要望するもの》

- 一、大阪府ひとり親家庭医療費助成制度については、母子の健康が自立の基盤となることから、現行要件を維持することはもとより、所得要件については同居親族の所得ではなく、母の所得のみを基準とされたい。
- 二、母子家庭の母の雇用にあたっては、自治体や地元企業で優先雇用を図るなど、支援体制の積極的な取り組みを促進されたい。
- 三、府・市営住宅への母子世帯の優先入居については、母と子の生活の安定と早期の自立を図るために、特に配慮されたい。
- 四、母子自立支援員については、母子家庭の総合的な相談窓口として重要な役割を担うため、常時勤務職員とされたい。
- 五、保育所については、就業環境の整備を図るため、特別の配慮をされたい。
 - ①就労、求職活動、職業訓練を行うに際し、優先入所を図られたい。
 - ②同居祖母等の有無にかかわらず入所を認められたい。
 - ③すべての保育所で延長保育、一時保育を充実されたい。
 - ④病後児保育を少なくとも中学校区に1ヶ所は実施されたい。
- 六、学童保育について、土曜日の開設や時間延長を行うとともに高学年の受け入れや、利用料の減免措置を図られたい。
- 七、母子福祉団体に対し、母子及び寡婦福祉法の趣旨を踏まえて公共施設内等に売店や自販機の設置について指定管理者に移行後も優先許可されたい。

《国へ要望するもの》

- 一、児童扶養手当制度について生活実態に合わせ、受給要件を見直されたい。
 - ①所得制限の収入認定額を緩和されるとともに同居親族の所得要件を廃止されたい。
 - ②第2子以降の支給額を増額されたい。
- 二、父親の養育費については支払を法的に義務づけるとともに、支払等に関する広報・啓発活動を推進されたい。
- 三、母子家庭の母の就業に関する環境は極めて厳しい状況にあり、新たな「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」を早期に制定されたい。
- 四、所得税、地方税において、扶養親族のいない生別寡婦にも寡婦控除を適用するとともに、未婚の母に対しても同様の控除を適用されたい。

平成二十二年 九月 八日

大阪府知事
橋 下 徹 様

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
理事長 鉄崎 智嘉子